

議 案 第 20 号

摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

提案理由

摂津市史編さん委員会を廃止するため、本条例を制定するものである。

摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

摂津市附属機関に関する条例（昭和44年摂津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表摂津市史編さん委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。  
別表市史編さん委員会委員長の項及び市史編さん委員会委員の項を削る。